

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(令和6年第3回定例会)

筑 西 市 議 会

## 福祉文教委員会 会議録

### 1 日時

令和6年9月18日（火） 開会：午前9時55分 閉会：午前11時17分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第84号 筑西市国民健康保険条例の一部改正について  
議案第86号 令和6年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち所管の補正予算  
議案第87号 令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第88号 令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第89号 令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第94号 筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

---

### 4 出席委員

|     |        |      |        |    |        |  |
|-----|--------|------|--------|----|--------|--|
| 委員長 | 中座 敏和君 | 副委員長 | 仁平 正巳君 |    |        |  |
| 委員  | 新井 暁君  | 委員   | 國府田和弘君 | 委員 | 日高 久江君 |  |
| 委員  | 小倉ひと美君 | 委員   | 大嶋 茂君  | 委員 | 三浦 譲君  |  |

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

---

委員長 中座 敏和

○委員長（中座敏和君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、条例議案2案、補正予算議案4案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、まず、請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について審査を願います。

また、この請願は意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

請願第2号について協議を願います。

ご意見等ございませんか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私は、賛成の立場で、請願事項、要求項目ですけれども、今までどおり35人学級をさらに中学校まで広げてほしいということは、今の時期にかなっているなということと、それから先生方の長時間労働是正のためにも先生の加配を増やすということは必要だろうと、みんなが望んでいることだと思います。そのためにはやっぱり予算を増やしてほしいということなので、賛成です。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この請願につきましては、毎回出ているのだよね。これは、毎回出すものなのかな、果たして。内容、ほとんど同じなのですよ。今までの政治の流れからすると、こういう形式なのだろうけれども、毎回毎回審査するのはいかがなものだろうと思うのだ。特に答弁は結構ですが。私の意見としては、毎回出されてくる。これいかなものかなと思って、これを出す、これはどこから出ているのだっけ。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）これ出しているところどこだっけ、これは。教職員。

（「教職員組合」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）組合。組合のほうへ少し申合せたほうがいいのではないかな。ただ慣例的に毎回毎回出すのも、マンネリ化してしまうよね。そこら辺のところをよく考えて出すようにしていただきたいと思うのですが。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、これより採決いたします。

請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際に「提出者」を委員長の私とし、「賛成者」をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、意見書（案）のとおりといたします。

以上で請願の審査を終了します。

それでは、執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第84号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」、審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 医療保険課の荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第84号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」、ご説明いたします。

初めに、改正理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されます。これにより、国民健康保険の被保険者証も廃止となるため、被保険者証について規定する筑西市国民健康保険条例についても改正が必要となりました。

1ページ、中ほどより下、条例改正（案）を御覧ください。国の法規定の改正に伴いまして、国民健康保険法第9条第9項が第5項となりました。これによりまして、まず国民健康保険条例第15条中「第9項」を「第5項」に改めるものでございます。

また、被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法第127条から被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されたことにより、同じく国民健康保険条例第15条中「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和6年12月2日から施行されます。

次に、この規定は、施行の日より前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合に、条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると経過措置を定めております。

議案第84号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは、マイナ保険証導入についてですね。それで、一般の紙ベースの保険証、これは完全になくなるのですか。いろいろな報道によると、紙ベースも残すような報道がなされているのですが、筑西市の場合、全部紙ベースの保険証はなくなる、そういった意味での改正ですか。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） お答えいたします。

筑西市におきましては、12月2日以降は、全て紙の保険証はなくなります。マイナンバーカードにより、マイナンバーカードを保険証としてひもづけしております方については、マイナンバーで今後は対応ができます。マイナンバーカードも持っていないくて、あとひもづけもしていない人につきましては、資格確認書という保険証に代わる、ほぼ同じものなのですが、そちらのほうを交付してまいります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） マイナンバーカードで保険証も廃止するということになっているし、あと資格証明書とか短期保険証も廃止するということが前の議会でありましたけれども、今まで滞納した場合は、市の担当のところで相談をして、計画的に納付を行うということで、短期保険証を発行していたと思うのですが、病院にはそれを持っていけば、今までどおり1割の人は1割、3割の人は3割という形でできたのですけれども、今回はこれどうなるのかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） お答えいたします。

短期保険証をお持ちの方なのですが、筑西市としましては、今回8月に年次更新といいまして、一斉更新をかけたのですが、短期保険証の方は原則短期間を設けなくて、今回は来年の7月31日までの1年間有効の証を交付しております。

今後につきましては、原則短期保険証というものは発行されませんので、現在検討しているのが特別療養費といいまして、簡単に言いますと1度10割負担で払っていただいて、そこから自分の自己負担分を差し引いた残りを償還するというような制度の仕組みに変更するようになっております。ただし、この特別療養費の対象とする方については、県とか、あとはほかの市町村と連携しながら、どういう形で統一して進めていくのかというのを今、事務のほうで検討しておりまして、施行日までに検討して進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 短期保険証があるときは、それなりにちゃんと病院には普通にかかされると、今度この特別療養費で10割負担となると、病院に行くハードルが一気に高くなってしまいます。やっぱりお金がないによって、病院にかかりやすさといいますか、かかりたくてもかかれなくなってしまうと。要するにお金がないとかかれないわけですから、そういうことになる危険が非常に高いので、どうなるのかなと、非常にここが心配です。今までとはがらりとここが変わると。

さっき県とか市町村とどういう対応をするか、統一的な方法を検討するということでしたけれども、徴収との関係ではどうなるのかなという、滞納と徴収はセットになっていますから、徴収のほうは担当外なのかもしれないのですけれども、短期保険証を発行しないと、とにかく保険料を何でもかんでも納めてくれないと駄目ですよという、徴収する職員の側にも圧力がかかってくるし、当然今までよりも厳しい徴収が被保険者にされるということにもなってくるので、大分ここもさま変わりするなというふうに思っているのですが、どうなのでしょう。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） お答えいたします。

その収税課との、担当外との連携の仕方なのですが、来月、「加入者情報のお知らせ」ということで、国民健康保険に加入している方全てに対してマイナンバーの確認ということで、この後補正予算で説明するのですが、その情報をお知らせをするのですけれども、その際にその特別療養費についての文面のチラシを同封したいと考えております。その文面の中には、もし滞納がある場合には10割負担になってしまうこともありますので、収税課とよくご相談くださいというような文面を出して納付に努めていきたいと考えております。その上で、特別療養費に該当するかどうかを判断していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これ以上聞いても、答えはこれ以上出てこないと思うので、ただ随分収税課にとってもちょっと大変だなというふうに思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これ後期高齢者医療保険との関係はどうなのかな。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 後期高齢者医療保険につきましては、国民健康保険の場合は、資格証明書というような、やっぱりこれも10割負担を1度支払って、自己負担分を償還しますという制度の資格証明書というのがあるのですけれども、やはりこの資格証明書を発行している人は、原則特別療養費の対象にはなるのですが、それは国民健康保険の場合なのですけれども、後期高齢者医療保険の場合は、この資格証明書を原則は交付しないようにということで国のほうから通達が来ておりますので、短期保険証も後期高齢者医療保険のほうは出しておりませんので、後期高齢者医療保険の方は原則ずっとマイナンバーカードをお持ちでない方は、資格確認書が随時発行されます。今までどおりというような内容と思っていただければよろしいかと思います。

以上です。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第84号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決をいたします。

議案第84号「筑西市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第86号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第86号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

一般会計補正予算のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、9ページを御覧ください。一番下、款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄2、後期高齢者医療特別会計繰入金8,239万円の増額は、令和5年度後期高齢者医療特別会計の決算が確定したことに伴う一般会計繰出金の精算分でございます。詳細につきましては、議案第88号「令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でご説明いたします。

次に、12ページを御覧ください。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、上から2項目め、目4国民健康保険事業費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金825万8,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る関係費用の増額分を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。詳細につきましては、議案第87号「令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」でご説明いたします。

次に、13ページ、中段、款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、後期高齢者健診事業34万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、後期高齢者の健康診査事業における受診券発送対象者が当初の予定より増加したこと、郵便単価の値上げに伴う役務費及び健診予約受付等委託料でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明をお願いします。

野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号のうち、障がい福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

12ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、節19扶助費、説明欄、重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業42万円の増額をお願いするものでございます。これは、重度障害者（児）の居住する住宅を日常生活に支障のないようにリフォームする場合に、費用の一部を助成するものでございます。第2回定例会において、2件分の増額補正をお願いしたところですが、7月末時点でさらに1件の相談を受けておりまして、今後も相談が増えることが予想されるため、2件分の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明をお願いします。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号のうち、介護保険課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

9ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。1段目、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄42、介護保険料低所得者軽減負担金90万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、中段、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄33、介護保険料低所得者軽減負担金45万3,000円の増額をお願いするものでございます。これらは、低所得者に対する令和5年度の介護保険料軽減額確定に伴い、国及び県の負担金の精算による追加交付分でございます。

次に、一番下、款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金1億6,478万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度介護保険特別会計の決算に伴い、介護給付費等に係る一般会計の精算分でございます。詳細につきましては、議案第89号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

次に、12ページを御覧ください。3、歳出でございます。上段、款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、節27繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金181万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度低所得者に対する介護保険料軽減額確定に伴い、国、県及び市の公費負担割合による精算分を特別会計に繰り出すものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。



○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第87号「令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第87号「令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。予算書1ページを御覧ください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,084万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億1,737万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

令和6年9月4日提出でございます。

6ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4県支出金、項2県補助金、目5保険給付費等交付金、節2特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金分（市町村分）258万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、国民健康保険直営診療施設である茨城県西部メディカルセンターの令和5年度での運営に要した費用の一部として特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、節3、説明欄1、職員給与費等繰入金825万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る関係費用の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、7ページを御覧願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、国保総務一般事務費512万円の増額をお願いするものでございます。これは、国民健康保険の被保険者に加入者情報等のお知らせを送付するための郵送料でございます。

次に、その下、説明欄、住民情報システム（国民健康保険資格）運営経費181万8,000円の増額は、先ほどの国民健康保険の被保険者に加入者情報等のお知らせを作成するための委託料でございます。

次に、その下、説明欄、住民情報システム（国民健康保険資格）改修経費132万円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体に向けたシステム改修委託料でございます。

次に、款6保健事業費、項3目1国民健康保険直営診療施設事業費、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業258万6,000円の増額は、歳入で茨城県西部メディカルセンターの運営に要した費用の一部として交付された交付金を市から地方独立行政法人茨城県西部医療機構に補助金として支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 7 ページの一般事務費の件で加入者へ情報を送付というのと、あと電算処理の委託と資格関係でということで、それぞれこの内容はどんなものなのか、お願いします。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 国保総務一般事務費につきましては、役務費として郵送代として計上しております。特定記録で郵送する予定ですので、その単価分に約 1 万 6,000 通を計上しまして、512 万円を計上させていただきました。

次に、加入者情報のお知らせにつきましては、今回 10 月に送付する予定なのですが、先ほども申し上げましたとおり、国民健康保険に加入している方につきまして、そのデータがあるのですけれども、そのデータの中に個人番号が入っておりまして、その個人番号を国民健康保険の皆さんに「間違いないですか」ということで確認してもらうための情報を通知するのですが、その抽出のシステムにおけるその抽出代とか、封緘、封入、そういった一式でまずこの委託料の電算処理委託料、こちらが 181 万 8,000 円計上したところでございます。

次に、システムの改修経費のほうなのですが、こちらは 12 月 2 日以降、保険証が廃止されますので、資格確認書を交付するための機能とか、あとは資格確認書の交付対象者、それから交付状況を管理するための機能と、そういった機能を追加するための改修経費となっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 国保の加入資格の確認を電算でやる場合、今までは国保のほうでその資格、被保険者のデータがあって、出入りはあるでしょうけれども、それで確認してきたのかなと私は思っていたのですが、今回のこの措置と、今までのその抽出の仕方と、今回の抽出の仕方では、どこか違うところあるのですか。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 抽出の仕方なのですが、公益財団法人国民健康保険中央会と、大本のその国保データを管理しているところなのですけれども、そちらの個人番号と今回筑西市のほうで管理している個人番号があるのですが、そちらは不一致、一致していないという作業は済んでおりますが、その国保情報の資格システム自体は今までどおりですので、変更等はないのですが、抽出する方法は今までのシステムでできます。今までどおりできるのですが、その連携システムを確認する連携情報があるのですけれども、国保中央システムと、そちらのほうと連携している絡みで、今回被保険者の皆様に個人番号を改めて確認していただくということなのなのですけれども、下 4 桁のみ発送する予定なのなのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、国保中央システムとうまく連携ができているかどうかの確認をするために今回の予算があると、それぞれの被保険者に送って確認してもらうという、そういう意味に理解していいのですか。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） はい、委員おっしゃるとおり、そうですね。公益財団法人国民健康保険中央会のオンライン連携システムというのですけれども、その連携のデータと、その取り込みという

か、その機能とかが入っているのですけれども、個人番号自体は一致はしておりますので、それを改めて国民健康保険加入者の方に確認をしていただくということでございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今までその同一の名前で人が違うとか、いろいろトラブルがあって、そういうことの対策の1つと考えていいのですか。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） はい、そうですね。そのとおりです。その対策の1つとして、マイナンバーカードを再度皆さんにご確認いただくという内容になっております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうですか。はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 保健事業費のこの補助金のことなのですが、国民健康保険調整交付金補助金、これはどういうところに補助するのか、ちょっと詳しく。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） この特別調整交付金ということなのですが、こちらは国からの交付金でありまして、全て1度都道府県に対して交付されるものなのですが、その都道府県分として交付されるものと市町村分に交付されるものに分かれます。市町村分に関しましては、災害等による保険税の軽減とか、市民の健康増進のための保健事業とかを要した経費が対象となっております、部のほうで保健事業、例えば生活習慣病重症化予防事業とかあるのですが、糖尿病性腎症とか、そういった様々な保健事業をやっておるのですが、そちらの経費に対しての交付金分ということになります。その1つとして、今回茨城県西部メディカルセンターの直営診療施設の運営経費に対する経費についても特別調整交付金が対象となるということで、交付金のほうが交付されております。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） では、この補助金は、茨城県西部メディカルセンターでよろしいのですね。はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかに大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第87号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決をいたします。

議案第87号「令和6年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第88号「令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について審査を願います。

ます。

医療保険課から説明をお願いします。

荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第88号「令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,239万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,652万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月4日提出でございます。

6ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4項1目1繰越金、節1、説明欄1、前年度繰越金8,239万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和5年度後期高齢者医療特別会計の決算額確定に伴い、繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、7ページを御覧ください。3、歳出でございます。款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、説明欄、一般会計繰出金8,239万円の増額は、歳入で計上しました前年度繰越金を後期高齢者医療特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第88号について、討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決をいたします。

議案第88号「令和6年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第89号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審査をお願いします。介護保険課から説明をお願いします。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第89号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,915万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,380万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月4日提出でございます。

この補正予算は、令和5年度介護保険事業における低所得者保険料軽減に係る公費負担及び介護保険給付等の確定に伴う補正予算でございます。

6ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款5項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節2過年度分、説明欄1、過年度分介護給付費交付金19万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度の介護給付費の確定に伴う支払基金交付金の追加分でございます。

その下、款7財産収入、項1財産運用収入、目1節1利子及び配当金、説明欄1、介護給付費準備基金利子242万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、介護給付費準備基金の定期預金をコーラブル預金に変更したことによる利息の増分でございます。

その下、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節3、説明欄1、保険料公費負担分繰入金181万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度の低所得者に対する介護保険料の軽減額の確定に伴う国、県及び市の公費負担分の追加分でございます。

その下、款9項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金3億6,472万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度介護保険特別会計の歳入歳出決算による余剰金の次年度繰越金でございます。

次に、7ページを御覧ください。3、歳出でございます。款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業9,846万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度の介護給付費の確定に伴い、介護給付費の財源となる介護保険料の余剰金を積み立てるものでございます。

その下、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及び割引料、説明欄、償還金1億590万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度の介護給付費等の確定に伴い、公費負担割合に基づき交付された国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金を精算し、余剰金を返還するものでございます。

その下、款6諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金1億6,478万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度の介護給付費の確定に伴い、介護給付費に係る一般会計からの繰入金を精算し、余剰金を一般会計に繰り出すものでございます。

議案第89号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 利子が随分増えたというのが、補正前の額と今回の補正額で随分違うのだなというところで、ちょっとこれ非常に有利な預金の仕方ということらしいので、これのご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 三浦委員のご質疑に答弁申し上げます。

今までの利子につきましては、1年間の定期預金という形でしたけれども、0.02%程度の利息しかついておりませんので、昨年度の利子収入につきましては、9万3,250円ほどでした。今回、コーラブル預金というものが常陽銀行のほうから提案されまして、こちらの利子につきましては、5年間の定期になりますけれども、0.6%の利率ということでございまして、8億円をそのコーラブル預金のほうに切り替えましたことによりまして、8億円掛ける6ですので、六八、四十八、480万円が年間に利子としてつくわけですが、半年ごとに利息がつくということで、今回はこの半年分につきまして補正予算として上げさせていただいているところです。

説明は以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 随分と有利なのだなというので、5年定期になると基金ですので、これが基金の場合は3年ごとで計算されているので、5年定期で問題は生じないのかなということが1つです。

利子倍率が30倍ということですので、非常に有利なのですね。知っている限りで構わないのですが、初めてこういう預金を我々も知ったので、ほかの基金とか何かにこの筑西市で利用しているのか。

あと、ほかの市ではどうなのかと、常陽銀行のほうからそういう情報があったかと思うのですが、それについてお願いします。

○委員長（中座敏和君） 吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） お答えいたします。

3年ごとの見直しに対して、5年の定期で大丈夫なのかというようなご質疑につきましては、うちのほうの基金の積立残高のほうで20億円近くございまして、そのうちの8億円ということですので、今回保険料を下げたことによりまして、基金は取り崩す予定でいますけれども、十分足りるのではないかとということで8億円という金額でやらせていただきました。

ほかの課でこのコーラブルにつきまして行っているのかというようなご質疑につきましては、こちらのほう、財政課とか、会計課からの提案でこういったものがあるということをうちのほうでも知ったところでございますので、財政部局からやはり同じように基金についての積立てにつきましては、これを推奨されているのかと思っております。

ほかの市町村につきましては申し訳ございません。私は把握してございまして、申し訳ございません。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第89号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決をいたします。

議案第89号「令和6年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第94号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」、審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） 医療保険課、荒山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第94号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

初めに、改正理由でございます。税制改革により、扶養控除の対象となる扶養親族が一部対象外となりました。このことにより、児童手当及び特別児童扶養手当も同様の取扱いにする政令改正が行われ、所得制限の加算額の算定に含めないとされました。医療福祉費支給制度では、所得制限の判定において、妊産婦、小児は児童手当法施行令を、重度心身障害者等では特別児童扶養手当法施行令を準用しております。医療福祉費支給制度は、茨城県の制度であり、所得制限の上限額の加算を制限せず、現行制度を維持していく方針のため、現行どおり所得制限上限額に加算できるよう改正前の児童手当法施行令及び特別児童手当法施行令を適用するため、筑西市医療福祉費支給に関する条例についても改正が必要となりました。

次に、改正箇所についてです。新法ではなく、改正前の旧法により所得の判定を行うことから、筑西市医療福祉費支給に関する条例第5条中、関係条文について「児童手当法施行令」を「旧児童手当施行令」に、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「旧特別児童扶養手当施行令」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第1号の規定は令和6年6月1日から、同項第4号の規定は令和6年8月1日から適用となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 確認なのですが、結局この改正によって、今までと同じように助成を受けられるというふうに考えていいのですね。

○委員長（中座敏和君） 荒山医療保険課副課長。

○医療保険課副課長（荒山尚記君） はい、そのとおりです。今までと同じように、改正前の扶養控除にのっとして判定してくださいと、所得制限の判定をしてくださいということになりますので、従来どおりとなります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第94号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第94号の採決をいたします。

議案第94号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

それでは、休憩といたします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

休 憩 午前10時50分

---

再 開 午前11時

○委員長（中座敏和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、こども部の所管の審査に入ります。

議案第86号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

なお、追加で要求のありました資料をタブレット端末に格納しております。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こども課の松本です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページを御覧願います。第4表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的、放課後児童クラブ整備事業につきまして、補正前限度額320万円を補正後限度額670万円とし、350万円の限度額の増額をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの待機児童解消を目的として、支援単位を増やすための整備事業及び児童の健全育成を目的とした環境改善のための備品購入に係る財源として、地方債限度額の増額をお願いするものでございます。

続きまして、12ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。なお、9ページ、10ページにあります歳入に関しましては、こちらの歳出の中ほど、真ん中辺にあります補正額の財源内訳、この欄にてそれぞれの財源として歳入の説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお



願いたします。

では、下段にあります款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、放課後児童クラブ整備事業に1,696万4,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、まず工事請負費として、放課後児童クラブ施設整備工事費といたしまして、伊讃小学校と川島小学校の放課後児童クラブの改修工事となります。まず、伊讃小学校では、今年度待機児童が発生していたことから、放課後児童クラブの増設について学校側と協議を進めてまいりました。その結果、現在使用していない視聴覚室を英語教室に改修し、現在の英語教室を放課後児童クラブの実施場所に改修して、待機児童問題を解消するという事になったための整備工事となります。

次に、川島小学校の放課後児童クラブは、利用児童数が増加したため、男子トイレの個室を増設するための整備工事となります。これまで1つしかなかったので、1人の児童が入っていると、もう1人の児童は使用できないというような状況だった。それを改善するものでございます。

続いて、放課後子ども環境整備事業補助金、こちらは放課後児童クラブを受託している法人等が実施する施設の改修や備品を購入する際の補助金となります。

まず、伊讃小放課後児童クラブシルバーキッズには、支援単位を増やして放課後児童クラブを実施するために必要となる備品及び児童の健全育成に資するための書籍や学用品等の購入に対して補助するものでございます。

次に、竹島小学校では、既に委託事業者が申告してきた定員を超えた状態で今預かっている状態です。そのことに加え、竹島小学校区内の隣接する土地には、新築の戸建て住宅がたくさん増えております。それに伴い、児童数が近年増加傾向にあるため、来年度には単クラスで、今、成立している学年の児童が35人を上回るおそれがあり、そうなりますと2クラスになる必要がございます。仮に2クラスになる学年が生じた場合、これは授業で使う教室が足りなくなってしまう。そのため、教室を借りて放課後児童クラブを実施しているつばめ放課後児童クラブがその教室を返さなくてはならないことになってしまいます。したがって、来年度以降も引き続き放課後児童クラブを安定した状態で実施するため、竹島小学校近隣にある放課後児童クラブの運営法人が所有する建物、こちらを放課後児童クラブの実施場所として整備することとなりました。その改修に対して補助をいたします。

続きまして、歳入でございます。中段でございます補正額の財源内訳を御覧ください。上から国庫支出金、子ども・子育て支援交付金が466万6,000円、次に県支出金、子ども・子育て支援交付金が466万6,000円及び市債としまして、放課後児童クラブ整備事業債が350万円のそれぞれの増額をお願いするものでございます。なお、この子ども・子育て支援交付金の負担割合につきましては、国、県、市、それぞれ3分の1ずつとなっております。

次に、その下、説明欄、児童手当関係費に2億35万1,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、児童手当法の改正による支給額の増額分及び児童手当制度の抜本的な拡充の円滑な実施に向けて必要となる経費となります。今回実施される児童手当の主な拡充内容でございますが、まずこれまで15歳を上限としていました支給対象年齢を18歳までに引き上げること、第3子以降の多子加算を1万5,000円から3万円に増額すること、所得制限を撤廃して、全ての受給者に児童手当を支給することなどがございます。なお、この後12月に支給となります10月分の児童手当からの改定となります。

ページを返していただきまして、13ページを御覧ください。こちらは、歳入でございます。上から児童

手当に対する国の負担といたしまして、国庫支出金のうち、児童手当負担金となります。まず、サラリーマンなどで本人が厚生年金保険の被保険者である被用者分といたしまして1億7,293万6,000円の増額、次に国民年金被保険者及び専業主婦やパートなどで社会保険の被扶養者である非被用者分としまして5,476万6,000円の増額、さらに所得額がこれまでの制度における所得制限限度額から所得上限限度額までの間にありまして、こちらは月5,000円という児童手当が支給されていたものでございますが、その特例給付分といたしまして475万円の減額、それらを合計しまして、児童手当負担金として2億2,295万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、制度の抜本的な拡充の円滑な実施に向けて必要となる臨時的な経費に対します財源としまして、子ども・子育て支援事業費補助金、こちら190万6,000円の増額、続いて児童手当に対する県の負担金として、県支出金児童手当負担金が被用者分といたしまして1,158万円の減額、非被用者分といたしまして50万7,000円の増額、特例給付分といたしまして118万7,000円の減額、それらを合計いたしまして、県支出金の児童手当負担金1,226万円の減額をお願いするものでございます。なお、県支出金が1,226万円の減額及び市の一般財源が負担すべき金額1,224万7,000円の減額となる理由でございますが、こちらは今回の制度改正により、児童手当に対する地方の費用負担、これまでの制度でございますとおおむね3分の1でございましたが、今回の制度改正に伴い、新たな財源といたしまして、医療保険加入者によります支援納付金というものが設けられたことにより、地方の負担割合も減ったということでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

議案第86号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

義務教育学校整備課から説明を願います。

なお、追加で要求のありました資料をタブレット端末に格納しております。

久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 教育委員会義務教育学校整備課、久保田です。着座にて失礼いたします。

議案第86号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、教育委員会義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目3小学校営繕費、説明欄、小学校施設環境整備改修事業に299万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、現在五所小学校の1年生に車椅子を利用している児童が在籍しており、今後2階、3階の教室への移動が必要となることから、車椅子用階段昇降機整備及び2階、3階のバリア

フリートイレ整備のための設計等に必要な費用について増額をお願いするものでございます。なお、1階のバリアフリー化につきましては、既に整備済みとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 図なども入って、分かりやすく、ありがとうございます。

バリアフリー化で、今までは1階のところにはこの障害者は行っていないのだと思うのですが、バリアフリー化は当然できているはずだと思うのですが、今度2階、3階となると、ちょっとした段差とか、そういった部分のところというのはどうなのでしょう。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 2階、3階につきましては、段差は解消されているものと認識しております。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 割と小さな段差でも車椅子なんかの場合には大変だと思うので、そういったところももちろん点検して、今回の改修費ということだと思うのですが、その辺はちょっとした部分なので、見落とししないのかなというところで再確認なのですが。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） もう1度その辺は再確認したいと思いますが、現在のところ、そういった小さな段差、その各階の横の移動については段差はないということで認識しております。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは、歳入については一般財源、補助金は全然ないのですか。探せばあるのではないのかな。そこら辺のところをちょっとお聞きします。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 歳入につきましては、工事に関しましては、国の補助金を入れる予定でございます。ただし、設計につきましては、これ財政課とも話し合いましたが、今回は入れないということで進めてまいりたいと考えています。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 最終的には幾らか出るのかな、工事始まれば。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えします。

工事に入りますと、工事費の2分の1がまず補助金として出ます。そのほか残りの半分のうちの90%が今度起債となりまして、その起債にさらに交付税が措置されるということで聞いております。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかに、大丈夫ですか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 今のこれは設計委託料ですよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（仁平正巳君） （続）工事費はどのぐらい見積もっているのですか。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

工事費に関しましては、工事監理なんかも含めまして、バリアフリースイレ、昇降機、両方合わせまして約5,100万円を見込んでおります。

○委員長（中座敏和君） いいですか。

○委員（仁平正巳君） はい、結構です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらは、今、小学校1年生ということですが、この子が6年生卒業するまでの間にこの改修工事をやれば、もうほとんどバリアフリー化はやる必要がないという認識でよろしいのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

1階は済んでおりまして、2階、3階にも上がれて、その横の移動も大丈夫だということで、さらに2階、3階にもバリアフリーのトイレを設置するということです、6年生まで大丈夫だと考えております。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） ほかに大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第86号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第86号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決をいたします。

議案第86号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了します。

執行部は退室を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。  
以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午前 11 時 17 分